

バイク保管ガレージ契約書

所在地 : 神奈川県川崎市中原区中丸子440山田ビル1階アジア部品内
名称 : アジア部品バイクガレージ
車種 :
フレームナンバー :
賃料 : 壹ヶ月 17,850 円消費税込 也
預かり保証金 : 50,000 円也 (無利息)

上記に付き貸主を甲とし借主を乙として、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。ただし期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新する事も出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に持参、あるいはオンラインでのカード決済または銀行振り込みにて支払う事。万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、預かり保証金の有無に関わらず甲は何等の催告も要求せずして本契約を解除し、乙は即時空け渡すものとする。振り込み手数料は乙負担とする。

第3条 車両は契約占有場所以外に置かない事。通路は十分に空けて他車両の妨げにならないようにする。また搬出入の時間は、24時間自由とする。ただし、近隣住民へ十分配慮しなければならない。夜間に店頭での暖気運転等、騒音となる行為は一切厳禁とする。

第4条 乙は甲に無断で契約の車両及び車両付属品、工具類以外を置いてはならない。また賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 占有スペースは常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為をいっさいなさざること。また、車両及び荷物の搬出入は契約者本人が行うこととする。

第6条 乙の車両に敷地内で他車また他契約者による事故発生、或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第7条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者、関係者等の責に帰すべき事由によって保管場所又は施設やその他車両に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に空け渡す事。

バイク保管ガレージ契約書

第9条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約を解除することが出来る。

第10条 カードキー紛失の場合、乙自身により警察への紛失届を行うとともに、乙は甲に対しカード再発行手数料として金五万円を支払うものとする。

第11条 乙の過失により近隣住民からの苦情があった場合は、即解約とし、乙は甲に対し違約金3万円を支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書を各通作成し甲乙双方署名捺印の上各各通を所持する。

平成 年 月 日

貸主 (甲) 住所 神奈川県川崎市中原区中丸子4-4-0山田ビル1階
電話 044-430-6803
氏名 アジア部品 大久保忠義 印

借主 (乙) 住所
電話
氏名 印